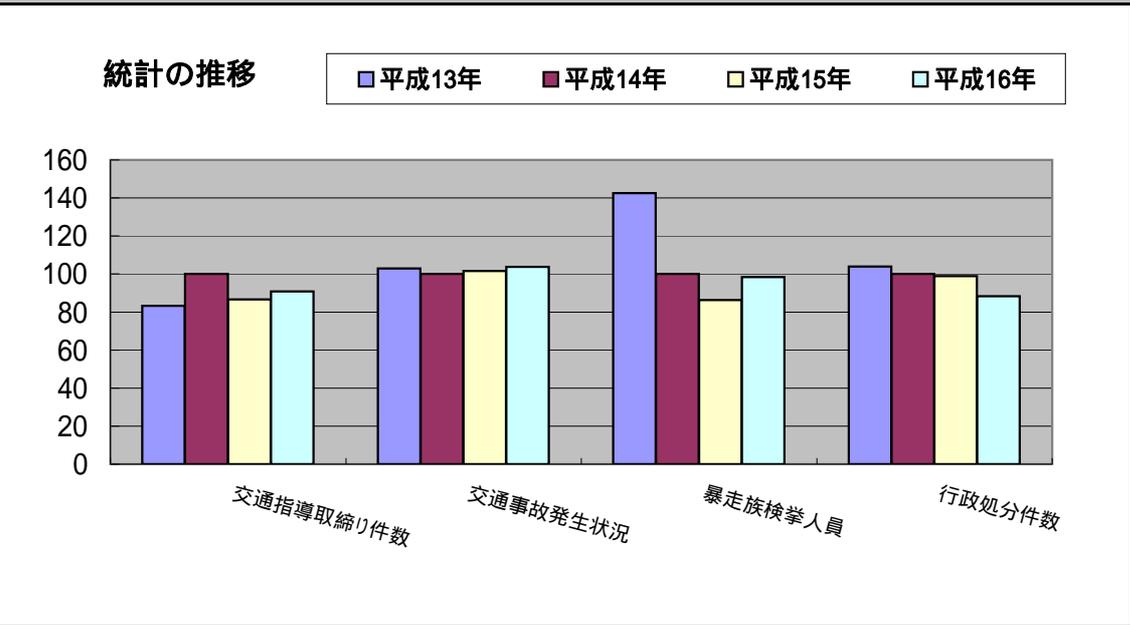


業 務 名	交通秩序の維持
-------	---------

業務に関する統計

項 目	統 計 の 推 移				単 位
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	
交通指導取締り件数	123,801	148,653	128,738	135,117	件
交通事故発生状況	66,668	64,756	65,792	67,197	件
暴走族検挙人員	680	477	412	469	人
行政処分件数	16,081	15,477	15,293	13,677	件



<グラフは、平成14年を100とする指数で表した。>

業務の主なコスト

	事 業 名	平成16年度事業費(千円)	平成17年度事業費(千円)
1	交通警察費	26,958	27,347
2	交通指導取締り費	20,657	3,203
3	速度違反自動取締り装置維持管理費	28,497	16,153
4	交通反則切符及び交通通告制度実施費	18,202	23,010
5	駐車対策推進費	5,777	71,666
6	停止処分者講習実施費	148,842	159,920
7	取消処分者講習実施費	109	842
8	交通事故抑止緊急事業費		2,783
	合 計	249,042	304,924

平成16年の取組み

悪質危険違反による交通事故を防止するため、交通死亡事故の発生現場付近を中心とした交通指導取締りを強化した。

四輪乗車中の交通事故死者のうちシートベルト非着用による死者が依然として高い割合を占めていることから、シートベルト非着用の取締りを強化した。

悪質・危険違反を伴う交通事故事件等の責任追及を徹底するため、242人に対して強制捜査を行うなど事案の解明に努めた。特に、交通死亡ひき逃げ事件については発生した8件全てを検挙したほか、危険運転致傷罪を3件の交通事故に適用するなど、的確な交通事故事件捜査を推進した。

また、科学的捜査を推進するため、科学捜査研究所との緊密な連携に配慮するとともに、交通事故自動記録装置9基の増設を始め、装備資機材等の整備・充実に努めた。

暴走族取締りに当たっては、集団暴走行為を始め各種違反行為で469人を検挙（うち61人を逮捕）するなどして、集団暴走行為の抑止を図ったが、ゲリラ的な暴走行為の多発に伴い、暴走族に係る110番受理件数は816件（前年比+509件）と大幅に増加した。

交通事故による処分（1,884件）、違反行為による処分（11,676件）、重大違反行為による処分（117件）など、悪質・危険運転者に対し迅速、的確な行政処分の執行に努めた。

課題と平成17年の取組み

飲酒運転による交通事故が依然として増加傾向にあることから、引き続き飲酒運転を最重点とした指導取締りを強化する。

平成18年6月、違法駐車に関する改正道路交通法が施行され、違法駐車対策の推進を図るための規定が整備されることに伴い、迷惑性の高い場所における違法駐車指導取締りを強化するほか、県民に対し、改正内容の周知を図る。

交通事故が増加し、平成16年には人身事故発生件数が過去最高を記録しているなど憂慮すべき事態にあるなか、限られた体制により適正な捜査を推進するため、業務の更なる合理化と捜査支援システム、資機材の更なる整備・充実に努める。

悪質・危険違反を伴う交通事故等に対しては、危険運転致死傷罪等の刑罰法規を的確に適用するとともに、迅速な行政処分等を通じて悪質・危険運転者を早期に交通社会から排除する。

関係機関・団体との連携を更に強め、暴走族の実態解明と的確な暴走族対策を推進する。また、毎週末には警察本部の暴走族特別取締班と警察署で編成する暴走族Gメンとの連携を図り、共同危険行為等禁止違反による現場検挙を推進するとともに、あらゆる法令を駆使して暴走族取締りを徹底するほか、ゲリラ的な暴走行為の抑止を図る。